

浪江町農林水産物等情報発信業務委託仕様及び企画提案書作成要領

1 業務名

浪江町農林水産物等情報発信業務

2 履行（納品）場所

浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2

3 業務期間

契約日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

4 目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

これらの風評を払しょくし、販路拡大・販売量増加を図るためには、県内のみならず県外の人にも、当町の請戸漁港近海で水揚げされる魚介類（以下、請戸もの）に加え、農産品及びその他の浪江町の産品（大堀相馬焼や日本酒等）と一体的に魅力を継続的に伝える創意工夫が必要である。また、国内のみならず、将来的なインバウンド効果につなげることを目的として、海外向けに当町のプロモーション活動を実施する必要がある。

5 業務内容

本業務内容は下記のとおりとする。

（１）国内における会食イベントおよびフェアの開催

請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品を活用し、首都圏の飲食店等で浪江町の食材・郷土料理等を中心にした会食イベントを開催する。会食イベントにはインフルエンサー 5 名程度を起用し、その

様子を参加者自身が SNS 等により、浪江町の食材等の魅力や美味しさ、安全性等を情報発信する。また、会食イベントを実施した飲食店等において、4 週間程度の浪江町産品フェア（浪江町の食材等を使用したメニューを提供）を実施する。

① インフルエンサー等を起用した会食イベント

ア 開催日

発注者と協議の上、開催日を決定する。なお、開催時期は食材の豊富な秋ごろを想定する。

イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、フレンチやイタリアン、創作料理、海鮮料理等の店舗とする。具体的な場所については発注者と協議の上決定する。

ウ 業務概要

- ・請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の活用を中心としたメニューを提供する食事会イベントを開催すること。
- ・インフルエンサーを招き、浪江町の魅力を伝え、風評払しょくとなる情報発信をすること。なお、なるべくインフルエンサーは性質が異なる方々となるように配慮すること。
- ・インフルエンサーは 5 名程度招くものとし、各種 SNS における登録者数又はフォロワー数は 1 人当たり 1 万人以上、かつ、それらの合計が 100,000 人以上となるようにすること。
※インフルエンサーのジャンルやフォロワー数、活動内容、候補理由等を示すこと。
- ・食えること以外の方法で、請戸ものの質の高さをインフルエンサーに感じてもらえる時間を設けること。
- ・食材の魅力に加え、生産者の思いやこだわり、努力が伝わる内容であること。

エ イベント運営業務

- ・イベント実施にあたり必要な機材の調達・設営
- ・イベント運営準備、進行、撤去
- ・その他イベント運営に関して必要な業務

② 浪江町産品フェア

ア 開催日

発注者と協議の上、開催日を決定する。開催期間は4週間程度とする。

イ 開催場所

都内及び周辺都市を想定し、フレンチやイタリアン、創作料理、海鮮料理等の店舗とする。具体的な場所については発注者と協議の上決定する。

ウ 業務概要

- ・4週間程度の浪江町の食材等を使用したメニューを提供する。
- ・メニューの提供時には、請戸ものや浪江町の食材等の魅力や美味しさの情報を掲示する。
- ・フェアを行う店舗と、レシピ開発や食材調達等の各種調整を行う。

(2) 東南アジアや東アジアのインフルエンサーを招聘した町内産地訪問ツアー

東南アジアや東アジアにおいて発信力のあるインフルエンサー2名以上を招いた浪江町内ツアーを開催し、参加者自身がSNS等により、ツアーによる訪問先ごとに浪江町の食材等の魅力や美味しさ、安全性等を発信する。ツアーは、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の生産地の見学、浪江町の食材等が使用されている食事の機会、安全性確保に係る取組を学ぶ機会等の内容とする。

① ツアー日程

発注者と協議の上、ツアー実施日を決定する。ツアーは1泊2日程度とする。

② 業務概要

- ・ 東南アジアや東アジアにおいて発信力のあるインフルエンサーを招いた浪江町町内ツアーを開催する。
- ・ 参加者自身が SNS 等により、ツアーによる訪問先ごとに浪江町の食材等の魅力や美味しさ、安全性等を発信する。
- ・ 請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の生産地の見学、浪江町の食材等が使用されている食事の機会、安全性確保に係る取組を学ぶ機会等の内容とする。
- ・ インフルエンサーは2名以上招くものとし、一人あたりの各種 SNS における登録者数又はフォロワー数は1万人以上となるようにすること。また、福島県のインバウンドの動向を踏まえてインフルエンサーを選定すること。

※インフルエンサーのジャンルやフォロワー数、活動内容、候補理由等を示すこと。

(3) 各種メディアや旅行会社等と連携した情報発信および旅行商品の企画造成

各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）や旅行会社等と連携し、(1) および(2)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力や安全性等の情報を発信する。また、請戸ものに加え、農産品や観光資源等を活用した旅行商品の企画、造成を行う。

① 業務概要

- ・ 主に福島県外向けに各種メディア（テレビ、新聞、WEB 等）を活用した情報発信を行う。
- ・ 情報発信の内容は、(1) および(2)の取組や、請戸ものに加え、農産品及びその他の浪江町の産品の魅力や安全性等とする。
- ・ 東南アジアや東アジアと浪江町間および首都圏と浪江町間の旅行商品の企画、造成を行う。旅行商品は、請戸ものに加え、農産品や観光資源等を活用した内容にすること。なお、行程については、浪江町の他に、福島県内や近隣県の観光地等も含めても差し支えない。

- ・旅行商品の企画造成にあたり、実現性や町の現状分析、ターゲット旅行者層、集客性、連携する旅行会社（取扱旅行商品や対象地への影響力等）、企画造成した旅行商品の販売戦略等を記載すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（事業実施に関する経過、事業成果の分析、今後の提案等）
- (2) イベントの内容がわかる写真データ等（CD-R 又は DVD-R） 1 枚

7 企画提案書の体裁等

(1) 企画提案書の体裁

- ①_企画提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。
- ②_企画提案書等の用紙は、A 4 判印刷（20 ページ以内。表紙含む。両面印刷で 10 枚以内。）、横使いを原則とし、上綴じとすること。なお、原則として、提出期限後の追加提出は認めない。
- ③_企画提案書等の余白は、上部（綴じ代側）は 20 mm 以上、その他は 15 mm 以上設けること。ただし、ページ番号等はこの限りでない。
- ④_企画提案書等に記載する文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 記載事項

- ①_業務内容方針
- ②_本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント

(3) 添付資料

企画提案書には次の書類を添付すること。なお、各書類における体裁はすべて A 4 判印刷とし、1 枚にまとめること。

- ①_企画提案書概要（任意様式）
- ②_業務の実施体制（任意様式）
- ③_業務の実施計画書（任意様式）

(4) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

(5) 業務の実施計画書

契約締結から業務完了までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

(6) 参加者を特定できる記載事項の禁止

審査の客観性を確保するため、企画提案書等提出書類に応募者（構成員を含む。）を特定できるような表示（事業者名等）は一切付さないこと。

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。業務経歴が分かる書類（任意様式）を添付すること。

9 その他

(1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、浪江町に帰属するものとする。

(2) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当たり調整が必要な場合は、事務局に連絡すること。

(3) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、浪江町と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについて

は本業務に含まれるものとする。

- (6) 不測の事態等の影響により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (7) 一般管理費（事業に必要な光熱水費や家賃、回線使用料、文房具などの汎用品など当該事業に要した経費として特定が難しい費用について、一定割合の支払を認められた経費（事業従事者の人件費は含まない。)) を計上する場合は10%以内を上限とすること。